

主要検討項目について（その2 - 4）

主要検討項目

郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用する
ための具体的な仕組み

郵便保険会社民有民営後の公社承継法人契約の
取扱い

監視組織の具体的な機能

平成16年11月26日
内閣官房郵政民営化準備室

目 次

	頁
郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み	1
郵便保険会社民有民営後の公社承継法人契約の取扱い.....	9
監視組織の具体的な機能.....	13

郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み

《「郵政民営化の基本方針」(関連部分(抄))》

1. 基本的視点

(2) 民間とのイコールフットिंगの確保

- ・ 郵貯と簡保の民営化前の契約(以下、「旧契約」と言う。)と民営化後の契約(以下、「新契約」と言う。)を分離した上で、新契約については、政府保証を廃止し、預金保険、生命保険契約者保護機構に加入する。(通常貯金については、すべて新契約とする。)

2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み

(4) 公社承継法人

- ・ 郵貯と簡保の旧契約とそれに見合う資産勘定(以下、「公社勘定」と言う。)を保有する法人を、郵政公社を承継する法人として設立する。
- ・ 公社勘定の資産・負債の管理・運用は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託する。

3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方

(3) 郵便貯金会社

(イ) 新旧契約の分離

- ・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便貯金会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。

(4) 郵便保険会社

(イ) 新旧契約の分離

- ・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。

(5) 公社承継法人

(ア) 業務の内容

- ・ 郵貯・簡保の既契約を引継ぎ、既契約を履行する。
- ・ 郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。

(イ) 公社勘定の運用

- ・ 公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。
- ・ 公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。
- ・ 公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。
- ・ 公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。

《これまでの有識者会議における関連する議論》

- ・ 形としては信託スキームがすっきりしていると思うが、基本方針の「一括して運用する」という考え方との関係で疑問は残る。
- ・ どちらの案もイコールフットイング、新会社の暗黙政府保証の排除という要請に応えきれていない。何のための新旧勘定分離なのかが、民間事業者に明確に説明できる必要がある。
- ・ 万が一新銀行が破綻した場合には、預金保険機構の負担になるため、損益が新旧のいずれから発生したのか、損失を誰が負担するのか明確になっている必要がある。
- ・ 信託スキームは、限定的ではあるが、勘定分離という要請には応えており、流動性についても新会社から供給できるのであれば、国債市場にも配慮したものとなる。
- ・ 旧勘定は新銀行のリスクアセットになるが、金利リスクに対応するだけの十分なエコノミック・キャピタルはあるのかについての検証が必要。そのために当初資本を持ってくるとしたら、業務肥大化につながりかねない。
- ・ 両案とも、旧勘定を少しでも早く分離し、イコールフットイングを実現すると同時に、新会社の抱える偶発債務をなくして、民営化への動きを加速するような仕組み、例えば、旧勘定を個人向け国債に転換するようなことが考えられないか。
- ・ 特別預金スキームの場合、特別預金分の保証料を払わなくていいのかという問題がある。
- ・ 信託スキームでもリスクがあることは理解するが、特別預金スキームについては、旧勘定がどういうリターンになっているか明らかにする必要がある。
- ・ 信託スキームを用いた場合のALMのシミュレーションをしてほしい。
- ・ 保険についても、両案とも民間とのイコールフットイングの問題があるのではないかと。セーフティネットの損益の帰属についても貯金と同様の問題があり、どちらの勘定から発生した損益か、明確になっている必要があるのではないかと。
- ・ 保険についても、分別管理が望ましいとの観点からすると、信託スキームが望ましいが、現在保険会社には信託業が認められていないことから、イコールフットイングの問題に影響しないか懸念はある。

《今回の有識者会議の議論》

考え方

有識者の意見

新旧勘定を分離する意義

基本方針を踏まえ、以下のように整理されるのではないか。

(1) これまでの民营化事例では、既存の政府保証付債務も新会社が承継することが通例であるが、今回は、

新会社が契約する預金(通常郵便貯金を含む。)・生命保険については政府保証は付かないものであること(預金保険機構・生命保険契約者保護機構に加入)

旧契約の郵便貯金・簡易生命保険については、引き続き政府保証が付されるものであること

を、一般の利用者に対してより明確に示すために、旧契約に係る政府保証付債務は公社承継法人に引き継ぐとの政策対応をとったもの。

(2) 法人格分離を行うことで、新会社の運用リスクが政府保証付債務に係る預金者及び保険契約者に及び可能性を極力回避し、過去の政府保証から国民負担が生ずるリスクを回避するスキームを構築する基盤ができる。

スキームについて

(これまでの検討状況)

[ディスクローズ]

・ 基本方針に基づき「公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。」こととなっているが、新会社の経営状況を的確に把握していく観点からも、郵貯会社・郵保会社が「公社勘定の資産・負債の管

理」部分について管理会計上の損益を把握し、公表していく必要があるのではないか。

[イコールフットィングなど]

・ 特別預金が預金保険の対象とならないことから、郵便貯金会社に超過利得が生じるとの見方も可能(信託においても損益が新会社に帰属することから同様)であり、イコールフットィングの観点や骨格経営試算も踏まえ、更に検討を進めるべきではないか。

・ 基本方針に基づき、旧勘定の損益が新会社に帰属する以上、新会社(銀行法上の銀行 又は保険業法上の生命保険会社)の経営責任の範囲の明確化という観点も加味して、具体的な制度設計を行うべきではないか。

・ 以上のことを踏まえ、法制的な詰めも更に進め、最も適切なスキームを検討する必要があるのではないか。

(参考) 前回(16.10.28 第15回有識者会議)説明のポイント

資産規模とリスク

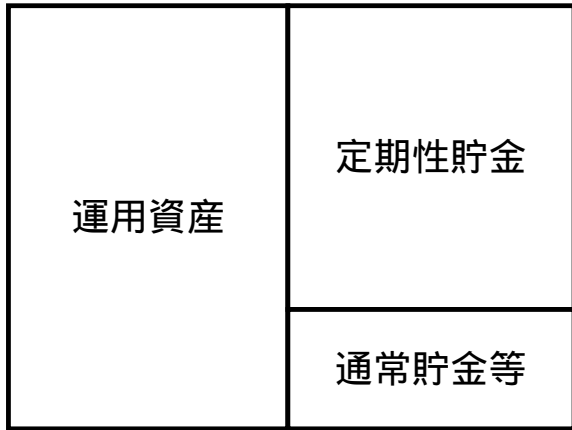
特別預金・再保険スキームは、外観上資産規模は相対的に大きいですが、その分、抱えるリスクの一覧性がある。

信託スキーム(共通)は、外観上資産規模は相対的に小さく見えるが、事後的に損益が移転されることを考慮すれば、信託勘定分のリスクも抱えることになり、すなわち、一覧性に欠ける。

なお、新会社がトータルとして運用する資産規模も特別預金スキーム、信託スキームで差異はない(約200兆円)。

A案(特別預金スキーム)

現 郵政公社

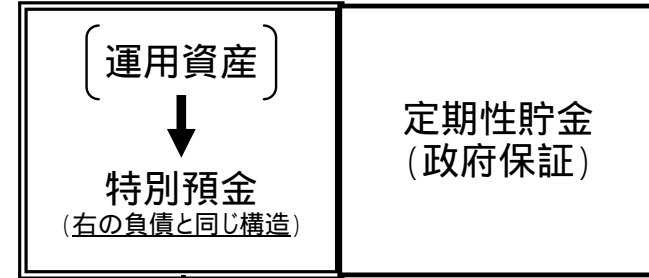


現行ALM管理

過去負債の動向予測も踏まえて、
新規運用資金(流動性管理も含む)の期間選択
新規貯金の金利設定・調達コントロール
を行っている。

「運用資産」と
「特別預金」を
交換

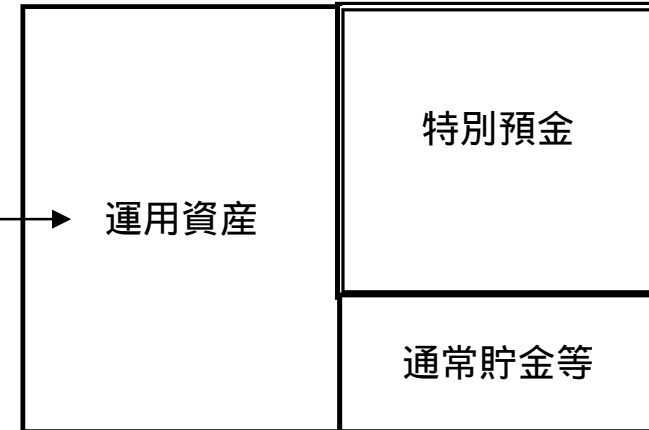
承継法人



先取特権

運用規制

(特別預金と同額
のリスクフリー資
産保有を検討)



定期性貯金
の払戻しに
応じて特別
預金も払戻し

新 郵 貯

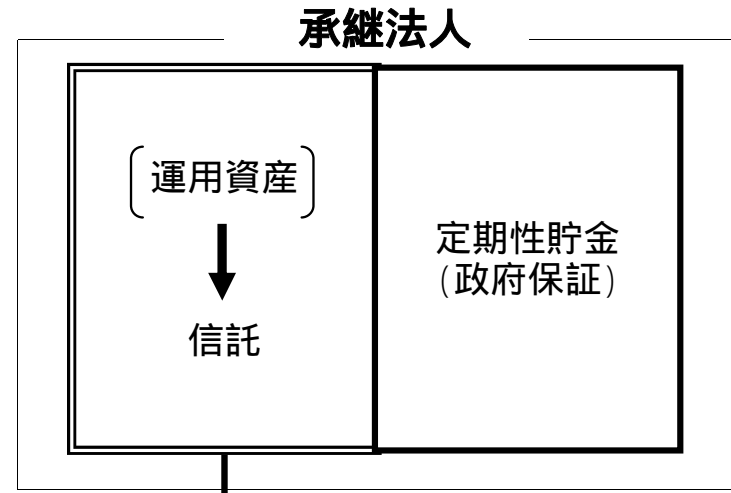
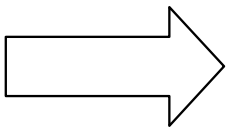
〔 同じ範囲・内容のALM 〕

(注)先取特権:法律が定める特殊の債権を有する者が債務者の総財産あるいは特定の財産から一般債権者に優先して弁済を受けることができる法定の担保物権。

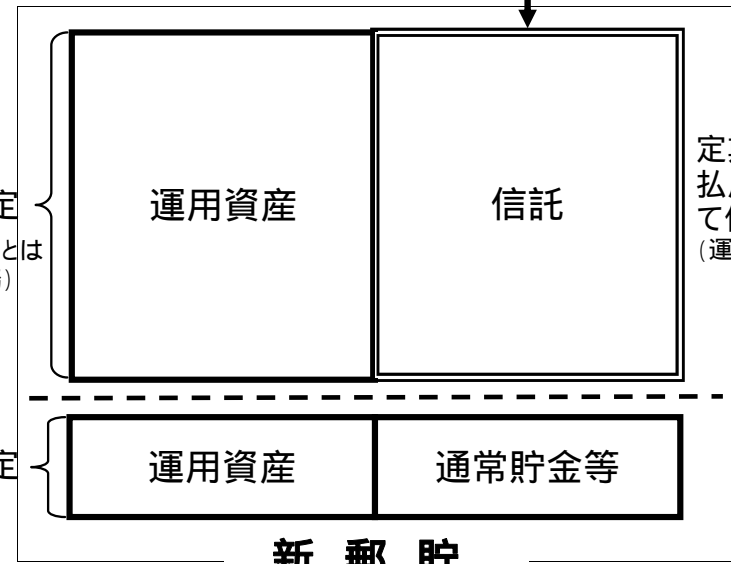
B案(信託スキーム)



現行ALM管理
(過去負債の動向予測も踏まえて、
新規運用資金(流動性管理も含む)の期間選択
新規貯金の金利設定・調達コントロール
を行っている。)



(運用指図)



他人勘定
(自己勘定とは別の業務)

定期性貯金の
払戻しに応じて
信託を解除
(運用資産を充当)

自己勘定
(B/S)

新郵貯のALM
(過去負債の影響なし)
(現行と範囲・内容が異なる)

再保険スキーム

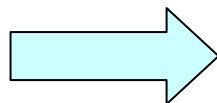
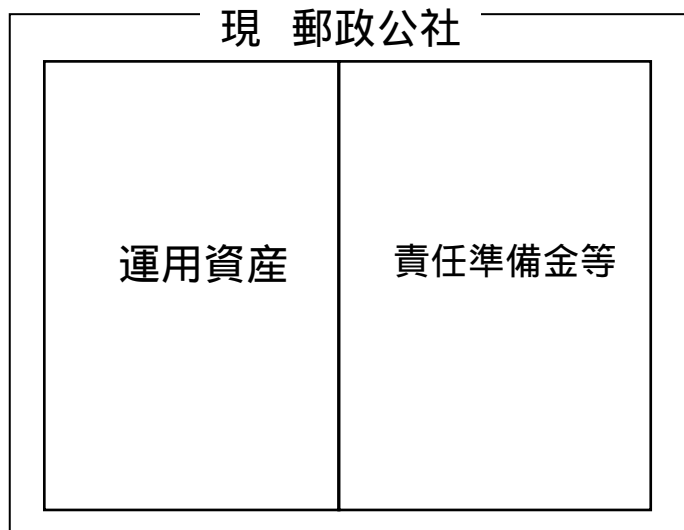
公社承継法人の個々の契約について、旧契約の責任準備金相当の運用資産を再保険料として再保険を行う。

公社承継法人のB/Sは、事実上、資産・負債ともゼロ。

郵便保険会社は、資産（及び負債）を一体管理・運用し、再保険契約にも先取特権を設定。

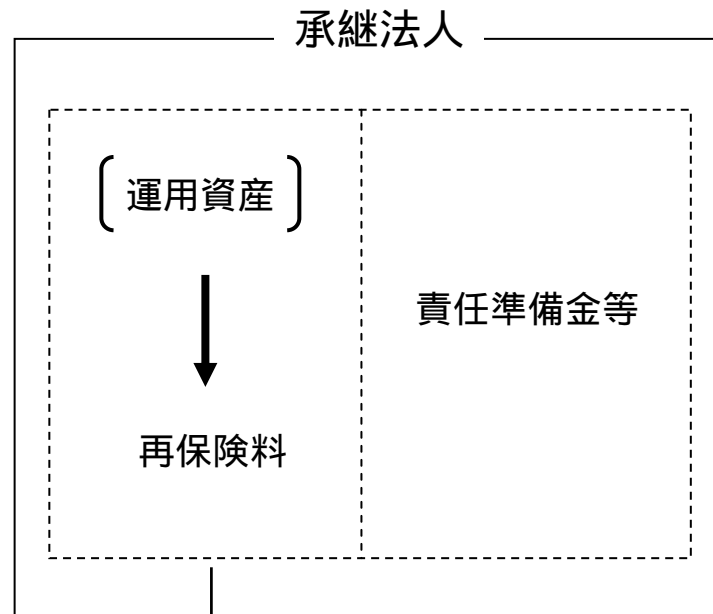
郵便保険会社は、再保険契約及び新契約に対する配当について、その貢献度合いに応じ、配当基準を設定し分配。

公社勘定にかかる追加責任準備金等について、郵便保険会社の業務として課税のおそれあり。

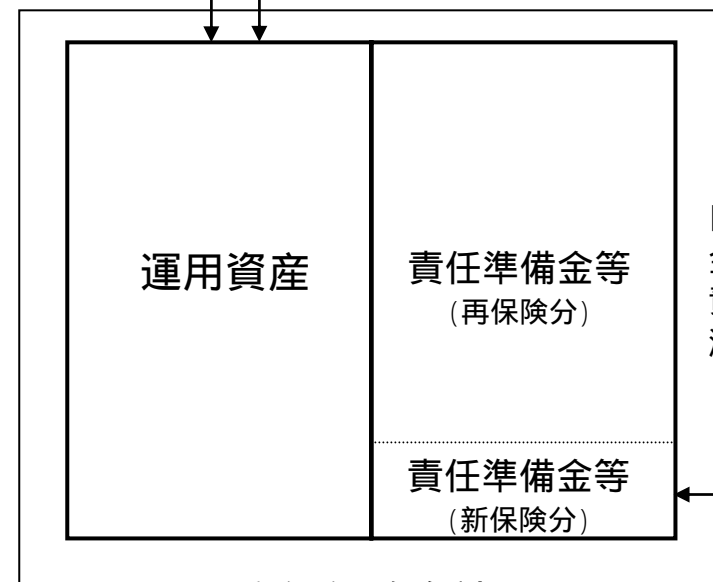


現行ALM管理

既契約の将来シミュレーションも踏まえて
キャッシュフロー管理
デュレーション管理(責任準備金対応債券区分)
を行っている。



先取特権



旧契約の保険金支払に応じて責任準備金も減少

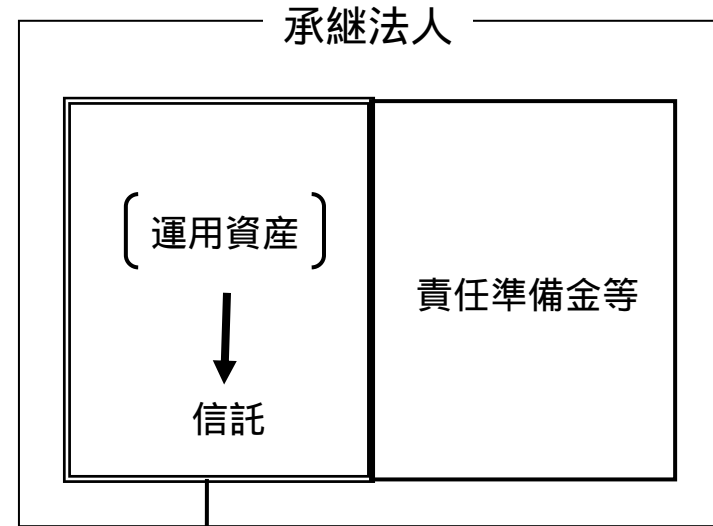
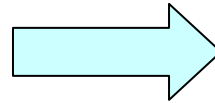
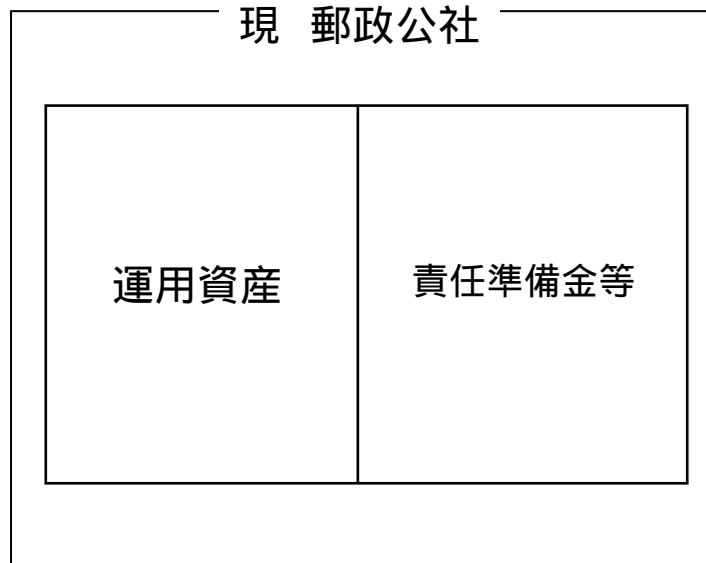
保険契約者の先取特権あり

郵便保険会社

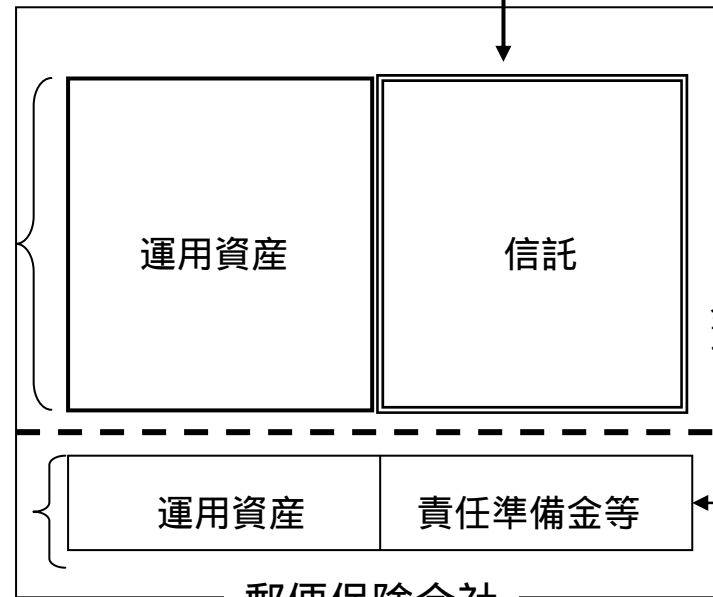
同じ範囲・内容のALMが実現

信託スキーム

自己勘定、他人勘定別のALMが存在。
 承継法人・郵便保険会社の損益を個別に認識し、事後的に移転する必要。
 勘定を分離することから、新旧間の経理が明確化。
 承継法人の資産は、「信託」することで郵便保険会社のリスクから隔離。信託スキームの中で運用指図。



(運用指図)



旧契約の保険金支払に応じて信託を解除

保険契約者の先取特権あり

現行ALM管理
 既契約の将来シミュレーションも踏まえて
 キャッシュフロー管理
 デュレーション管理(責任準備金対応債券区分)を行っている。

自己勘定 (B/S)
 ↓
 郵便保険会社のALM (旧契約の影響なし)

〔現行と範囲・内容とも異なる〕

郵便保険会社民有民営後の公社承継法人契約の取扱い

「郵政民営化の基本方針」(関連部分(抄))

2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み

(4) 公社承継法人

- ・公社勘定の資産・負債の管理・運用は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託する。

3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方

(4) 郵便保険会社

(イ) 新旧契約の分離

- ・公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。

(5) 公社承継法人

(ア) 業務の内容

- ・郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。

(イ) 公社勘定の運用

- ・公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。

これまでの有識者会議における関連する議論

保険については、10年後でも旧勘定の残高が相当残るので、その後の取扱いを明確にすべき。

今回の有識者会議の議論

考え方

1 郵政民営化時点（2007年4月）においては、郵便保険会社の円滑な民営化を進める観点から、公社承継法人と郵便保険会社との間で、承継時に再保険（信託）及び業務委託契約が締結されたものとしてはどうか。

2 郵政民営化以降も、旧簡易生命保険契約は、民有民営後も長期にわたり継続することから、再保険（信託）及び業務委託契約は、終期を定めないこととし、解除条件をそれぞれの契約に規定し、解除の効果は主務大臣の認可にかからしめてはどうか。

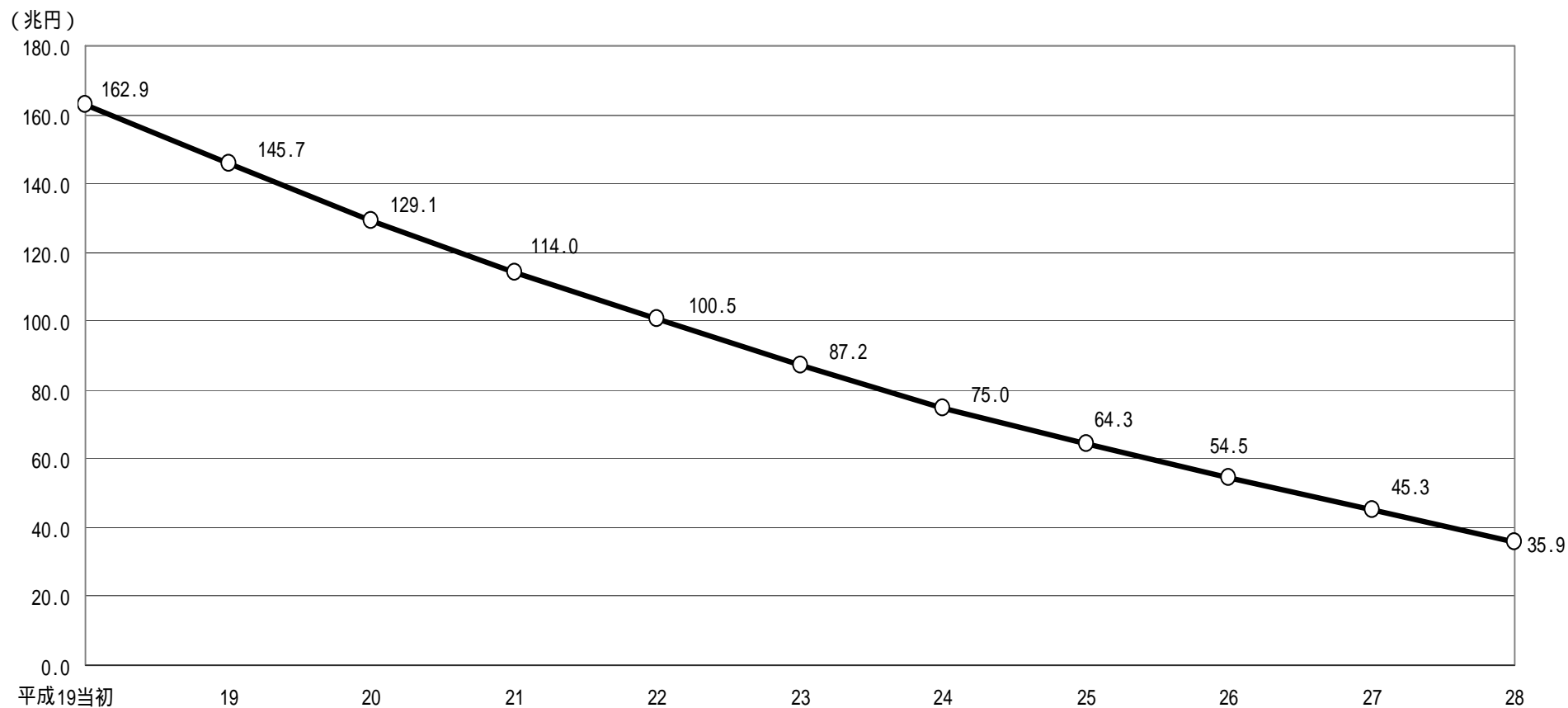
公社承継法人は、再保険（信託）及び業務委託契約が解除された場合には、主務大臣の認可を受けて、他の保険会社と契約を締結できることとしてはどうか。

3 完全民有民営化後においても、原則2と同様の取扱いとしてはどうか。

有識者の意見

簡保の政府保証付契約の保有保険金の推移

簡易保険事業本部



注：保有保険金には、年金保険の年金額は含まれない。

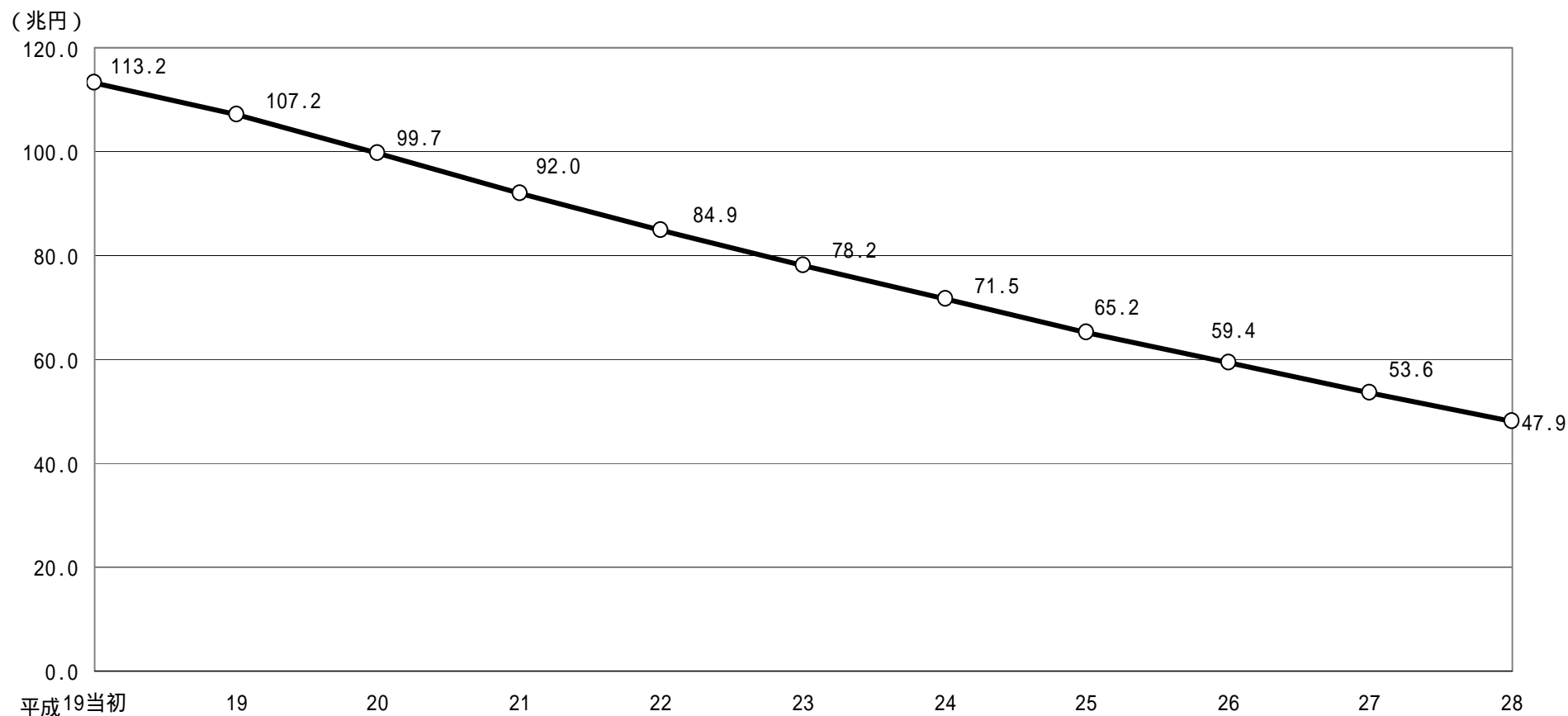
(年度末)

【前提条件】

- 1 平成16年度～平成18年度の新契約保険料は655億円で一定と仮定して試算。
- 2 死亡率等は平成15年度実績と同じと仮定して試算。

簡保の政府保証付契約の総資産の推移

簡易保険事業本部



注：一般的に、保険会社において総資産と保有保険金は一致しない。総資産は、保険と年金の合計額。

(年度末)

【前提条件】

- 1 平成16年度～平成18年度の新契約保険料は655億円で一定と仮定して試算。
- 2 金利シナリオは、10年国債が1.50%フラットで推移。
(なお、金利が上昇する場合、総資産の減少ペースは、上記シナリオの場合よりも遅くなる。)

監視組織の具体的な機能について

「郵政民営化の基本方針」(関連部分(抄))

6. 推進体制の整備

(イ) 民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。

これまでの有識者会議における関連する議論

中立性を担保し、強力な組織とすべき。

3条機関の権限は強いが制約もある。8条機関の権限の範囲内でできるだけ強くすべき。

8条機関の食品安全委員会はしっかりした役割を果たしており、そういうスタイルが候補となる。

推進本部に直結した方がいい。

政府の組織がいろいろできるのは困る。監視組織は役割が終わればなくすべきであり、設置期限を設けるべき。

監視組織の役割として最も重要なのはイコールフットィングの確保。

民営化後、様々なことが出てくるだろうから、関与事項は、状況に応じて柔軟に決めていくべき。

経営の自由度の確保、金融庁や公正取引委員会といった既存の行政機関の存在を考慮して、関与事項は重要なものに限定すべき。

時限的に狭い範囲で強い権能を持つべき。

透明性は事前的にも事後的にも確保すべき。

今回の有識者会議の議論

考え方

監視組織は、移行期において、イコールフットイングの確保や経営の自主性の観点から監視し、民営化の進捗状況や経営上の重要事項について意見を述べるができることとしてはどうか。更に、必ず監視組織の意見を聴くべき事項として、どのような事項が考えられるか。

< 例 >

(窓口関係)

・ 取り扱う業務の範囲

(貯金・保険関係)

・ 預入限度額・加入限度額の引上げ・撤廃の進め方

・ 貸付等の業務範囲の段階的拡大の進め方

・ 「民有民営」実現の判断

有識者の意見